

重要知能犯罪指定捜査員運用要綱の制定について（概要）

制定平成5年9月24日

栃捜二第2号栃木県本部長通達

本通達は、重要知能犯罪捜査に熟練した捜査員及び知能犯罪捜査に有用な技能を有する捜査員を集中運用し、迅速かつ緻密な捜査を推進するために定めたものである。